

公共下水道施設自家用電気工作物保安管理業務仕様書

■委託する保安管理業務

輪島市公共下水道施設に設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務で、輪島市の保安規定に基づいて実施する。

■委託対象電気工作物

	事業場の名称	所在地	設備容量(KVA)	定期点検 A
			予備発 (KVA)	監視装置
1	輪島市浄化センター	輪島市山本町高堂川原 1 - 1	575	毎月 1 回
			150	無
2	堀町ポンプ場	輪島市堀町 3 字 5-3	300	毎月 1 回
			200	無
3	河井町中継ポンプ場	輪島市河井町 23 部 22-6	60	隔月 1 回
			94	無
4	門前水質管理センター	輪島市門前町道下はの 11 番地 1	200	毎月 1 回
			90	無

■委託期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

■委託業務の内容

1. 受注者が行う点検、測定及び試験は、電気工作物の種類に応じて原則として次により実施するものとする。

(1) 定期点検

- ①定期点検 A：定められた点検頻度に基づき、通常の運転状態にある電気工作物について目視点検のほか計測器測定により点検を行う。
- ②定期点検 B：電気工作物を維持するために、原則として年 1 回停電し、目視点検及び計測器により点検し、設備ごとの個別機能を検査する。ただし、停電できない場合は、無停電で目視検査に併せて計測器により設備の総合機能を点検する。
なお、この場合は 3 年に 1 回停電して点検を行う。

(2) 臨時点検

臨時点検は、電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合、必要に応じ点検、測定及び試験を行う。

2. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市又は

北陸電力会社等の通知に基づいて、受注者は電話等により、又は保安業務従事者を派遣して応急措置の指導を行うこと。

3. 所轄官庁が電気事業法第 107 条第 3 項に基づいて行う立入検査には、その都度、市の通知に基づいて、受注者が保安業務担当者を派遣して立ち会うものとする。
4. 電気工作物の工事中の点検は、市の通知を受けて、電気工作物の設置又は変更工事が工事の計画及び産業経済省令で定める技術基準に基づき適正に行われるよう毎週 1 回行なうものとする。